

総社市建築計画概要書等の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第10号

総社市建築計画概要書等の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則

総社市建築計画概要書等の閲覧等に関する規則（平成17年総社市規則第153号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の3</u>第3項の規定に基づき、同条第1項の規定による建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書及び全体計画概要書並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けた道路の建築基準法施行規則第10条第1項の規定に基づく公告文書（当該公告により縦覧に供した図面を含む。）（以下「概要書等」という。）の閲覧及び写しの交付（以下「閲覧等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の4</u>第3項の規定に基づき、同条第1項の規定による建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書及び全体計画概要書並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けた道路の建築基準法施行規則第10条第1項の規定に基づく公告文書（当該公告により縦覧に供した図面を含む。）（以下「概要書等」という。）の閲覧及び写しの交付（以下「閲覧等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。